

4/1(水)~4/7(火)

# 春の火災予防運動

防火標語 「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

## 住宅防火いのちを守る7つのポイント



### ~3つの習慣~

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

### ~4つの対策~

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

火事・救急・救助は  
局番なしの**119**  
佐渡市消防本部  
☎52-3941

## 林野火災に注意!

これからの季節、空気が乾燥し、風の強い日が多くなることから、毎年3月から5月にかけて林野火災が急増しています。火の取り扱いには、十分注意してください。



## つけましたか?「住宅用火災警報器」

## 自分の命、家族の命、大切な人の命のため 早期に設置しましょう。

全国的に奏功事例が数多く報告されている中、佐渡市でも、天ぷら油を加熱したままその場を離れたため、鍋から火があがり、その煙を住宅用火災警報器が感知し、警報音に気付いた居住者が初期消火、119番通報を行い、大事には至らなかった事例も報告されています。また、自治会、団体等で住宅用火災警報器の共同購入(まとめ買い)を実施することにより、1個あたりの購入費用も安くなるほか、購入後の設置、メンテナンスもご近所等で協力できるというメリットもあります。詳しくは最寄りの消防署までお問い合わせください。

## 「さどトキめき共通商品券」の使用は期限内に!

「さどトキめき共通商品券」の使用期限は、**平成21年3月31日まで**です。購入された方は期限内に取扱店舗でご使用ください。期限を過ぎると使用できません。なお、まごころ商品券・相川商品券については使用期限が異なりますので、券の表記をご確認ください。

◆市役所 商工課 ☎63-3791



## 佐渡市メール配信 サービス実施中

### \*\*配信情報\*\*

火災(建物のみ)防災・防犯・  
通行止め・観光イベント情報  
アドレス sado@psmail.jp



お問い合わせ  
市役所情報政策課 ☎63-5139

## 使用済み天ぷら油の回収にご協力ください!

## 次回の回収日は3月25日(水)

(毎月第4水曜日)

- ・市役所本庁・各支所 午前7時30分~午後5時
- ・高千・松ヶ崎出張所 午前8時30分~午後5時

※各クリーンセンターでの回収は、月~金曜日 午前8時30分~午後4時30分 エコ丸

市役所 企画振興課 ☎63-4152



市の面積855.26km<sup>2</sup>(平成19年10月1日) 市の海岸線280.6km(平成18年3月31日)

■発行・編集 佐渡市役所 総務部総務課秘書室広報広聴係 佐渡市千種232番地 ■発行日 平成21年3月10日  
TEL0259 (63) 3111・FAX0259 (63) 3300 ホームページアドレス <http://www.city.sado.niigata.jp>